

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
クライオ電子顕微鏡利用要項

〔 令和 5 年 5 月 2 9 日
制 定 〕

(目的)

第 1 条 この要項は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構研究施設利用規程（平成 2 8 年規程第 6 4 号）第 1 7 条の規定に基づき、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）におけるクライオ電子顕微鏡（以下「CryoEM」という。）の利用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要項において「施設利用」とは、本条第 2 項及び第 3 項に規定する CryoEM の利用並びに第 3 条に規定する利用支援をいう。

2 この要項において「一般利用」とは、第 4 条第 1 項の許可を受けた機構外の者（以下「利用者」という。）が自己の目的のために CryoEM を利用することをいう。

3 この要項において「優先利用」とは、利用者が国又は国が所管する独立行政法人その他これに準ずる機関により採択された研究課題（以下「優先課題」という。）の実施のために CryoEM を優先的に利用することをいう。

(利用支援)

第 3 条 利用者は、機構と協議の上、CryoEM の操作方法、実験試料等の作成方法等の指導・支援（以下「利用支援」という。）を受けることができる。

(利用方法)

第 4 条 この要項に基づき施設利用を実施しようとする機構外の者は、あらかじめ別に定める利用申請書を機構長に提出し、許可を受けなければならない。この場合、優先利用にあつては、優先課題の計画書及び優先課題として採択されたことを証する書類の写しを添付の上、機構長に申請し、許可を受けるものとする。

2 機構に来所する利用者は、利用責任者を定めて、別に定める手続きによりユーザー登録をしなければならない。

3 前項により登録した事項に変更が生じた場合、利用責任者は、変更登録をしなければならない。

4 ユーザー登録をした利用者で機構に来所する必要がなくなる者は、別に定める「登録抹消届」を機構長に提出しなければならない。ただし、当該施設利用が終了したとき

は、この限りではない。

(成果の公表・利用報告書)

第5条 施設利用に係る成果は非公表とすることができるものとする。ただし、成果の公開が前提となっている優先利用による場合には、施設利用の終了後、成果を公開しなければならない。

2 利用者は利用終了後速やかに、別に定める利用報告書を機構長に提出しなければならない。ただし、利用者から、前項の規定に基づき、あらかじめ非公表とする申し入れがあった場合には、その旨を明記して当該報告書から成果の公表を省略することができるものとする。

3 利用者が施設利用による成果を公開した場合には、公開した資料の写し等を機構に提出する義務を負うものとする。

(利用料等)

第6条 施設利用料等は、別表に定める。

(利用料の納付)

第7条 利用者は、前条に定める利用料を所定の期日までに財務部長が発行する「請求書」により納付しなければならない。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この要項は、令和5年5月29日から実施する。

1. 施設利用料 1時間あたりの料金（税込）

利用形態	種類	料金
一般利用	Titan Krios G4	15,000 円
	Talos Arctica G2	10,000 円
優先利用	Titan Krios G4	3,000 円
	Talos Arctica G2	2,000 円

2. 利用支援料 1時間あたりの料金（税込）

利用形態	料金
測定解析補助・指導業務	30,000 円